



～相続にかかる専門家～

税理士・行政書士・ファイナンシャルプランナー
村尾 法生



【相続という名の民間資格】

相続士、相続診断士、相続対策専門士、相続コンサルタント、相続支援コンサルタント、相続コーディネーター、相続プランナー、相続カウンセラー、相続アドバイザー、相続マイスターなどいろいろな相続という名が入った資格がたくさんあります。これらの相続〇〇〇という資格は、民間の団体が作った資格なので、カリキュラムが様々であり、知識の量やレベルも様々です。一般の方からすると、立派な名称なので相続の専門家だと思って信頼するケースも多いかと思いますが、相続の関する知識を（ある程度は）持っているというもので専門職ではないため、相続に関する具体的な法律的な業務を行うことはできません。これらの資格は、相続についての助言やアドバイス、サポート、各専門家への橋渡し（紹介）を行ってくれる身近な相談者としての役割を担う資格であるといえます

【相続に関する国家資格】

1. 行政書士

行政書士は、行政官庁（役所）に提出する書類作成を主たる業務として行いますが、相続においては、遺言書の作成、遺産分割協議書の作成、遺産の名義変更等の業務を行います。ただし、不動産の名義変更（相続登記）や、相続税の申告を行うことはできません。また、相続人の代理人となることや紛争性のある遺産分割手続きに携わることはできません。従って、相続税の申告が必要ではなく、紛争のない遺産分割手続きの場合に行政書士に依頼するのが一般的だといえます。（不動産の名義変更（相続登記）については、司法書士に依頼することが必要。）

2. 司法書士

司法書士の主な業務は、不動産の名義変更（相続登記）を行うことです。遺言書の作成、遺産分割協議書の作成、成年後見に関する手続きも行います。ただし、相続財産に不動産がない場合の遺産分割協議の作成はできず、相続税の申告はできません。また、行政書士と同様に、原則として、紛争性のある遺産分割手続きには関与することはできませんが、家庭裁判所への申立て書類（遺産分割調停、相続放棄、限定初認等）の書類作成業務を行うことができます。相続財産の中に不動産がある場合は、司法書士に依頼することになります。

3. 税理士

税理士の業務は、相続税の申告とそのための調査になります。相続税の申告は税理士にしかできません。相続税の節税アドバイスなどの税務相談は、無償であっても税理士以外の者が行うと税理士法違反となります。相続税の申告が必要な場合は、相続税の申告は煩雑なため、税理士への相談は必須ではないかと思います。なお、遺産の分け方や財産の評価等に相続税額が大きく変わることがあるので、税理士選びは慎重に行う必要があります。

3. 弁護士

弁護士は、相続において上記の専門家の業務をすべて行うことができるオールマイティプレイヤーです。（ただし相続税の申告は、税理士登録している弁護士でないとできません。）ですが、実際に弁護士の方々が行っている業務は、紛争性のある遺産分割についての相続人の代理人になったり、遺産分割調停等の手続きが中心で、他の業務については行っていない方がほとんどです。

遺言書の作成・遺産分割協議書の作成	→ 行政書士、司法書士、弁護士
遺産分割の法律相談や紛争解決	→ 弁護士
不動産の名義変更（相続登記）	→ 司法書士
相続税の節税・相続税の申告	→ 税理士

村尾法生税理士事務所（村尾法生行政書士事務所・合同会社村尾FP事務所）

〒604-8175 京都市中京区室町御池下ル円福寺町342-1 VOICE21ビル401号

TEL : 075-708-5591 FAX : 075-708-5592 E-mail : murao-kimio@tkcnf.or.jp